

意見提出者	楽天株式会社
1. 項目	一般用医薬品のインターネットを含む通信販売規制の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>2006年の改正薬事法に基づく改正薬事法施行規則(2009年6月1日施行)により、一部の経過措置を除き、今まで認められていたインターネット等を通じた一般用医薬品の通信販売が原則禁止されることとなり、以下のような影響が生じています。</p> <p>●2009年6月以降、一般用医薬品が通信販売で購入できなくなったことにより健康の維持や体調管理に不安を訴える切実な声が事業者に多数寄せられています。例えばインターネットで通信販売を行っていた薬局等のもとに、消費者から通信販売継続を求める声が多数届いています。また、販売継続を求める署名も150万を越えております。さらに「ハトミミ」に寄せられた第1回集中受付月間(本年1月18日～2月17日受付)の意見のうち約4割が、本件に関するものです。このように多くの消費者が通信販売を通じて自らの体質等にあった一般用医薬品の購入を求めているにも関わらず、通信販売規制によって国民の健康維持が阻害されています。</p> <p>●また、薬局等にとっても死活問題となっています。特に販売チャネルを失った中小の薬局等の中には、事実上経営が成り立たなくなるほどの影響が生じています。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	薬事法第36条の5及び第36条の6、薬事法施行規則第15条の4(第142条において準用する場合を含む。)、第159条の14、第159条の15及び第159条の16、薬事法施行規則等の一部を改正する省令 附則第23条から第28条、薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	第1類及び第2類の一般用医薬品の通信販売の実現に向け、一般用医薬品の安全な利用を確保するための方策の検討を開始するとともに、所要の法令整備を実施していただきたい。これによって、消費者に対する購入経路の選択肢を増やし、国民の健康維持を実現していただきたい。